

第3章

カンボジアにおける社会問題と法

——トラフィッキング取締法制の展開を中心に——

四本 健二

はじめに

ASEAN加盟後のカンボジアにおける社会と経済の変容について論じようとする本書のうち、筆者に与えられた課題はそれらをカンボジア法の動態という視点から分析することである。

周知のとおり、1980年代をつうじてカンボジアを支配したカンプチア人民共和国（以下、人民革命党政権）は社会主義国家の建設をめざすものであったが、事実上、ベトナムの軍事的支援によって支えられ、そのためカンボジアは国際的な孤立を強いられ、1991年の「カンボジア問題の包括的政治的解決に関する協定」（以下、パリ和平協定）の締結、国連によるカンボジア暫定統治とその下での制憲議会選挙の実施、カンボジア王国憲法の制定と新政権の樹立によって国際社会への復帰を果たした。

しかしながら1980年代を通じてインフラが十分に整備されず、熟練労働力に欠け、資本の蓄積と十分な規模の国内市場をもたないカンボジアが経済開発を進めて貧困から脱却するためには、労働力集約型産業や観光開発の誘致が必要であり、そのいずれにおいても鍵となるのは外国資本の導入であった。カンボジア政府は、欧米やアジア諸国とのあいだで二国間貿易協定や通商協定を締結するとともに、自国の経済と東南アジア地域経済との統合を図り、

また投資家の信託を高めるためにASEAN加盟を重要な政策課題と位置づけた（廣畑 [2004: 96]）。

当初1997年に予定されていたカンボジアのASEAN加盟は、同年7月に起こったカンボジア人民党（以下、人民党）と「独立・中立・平和・協力のカンボジアのための民族統一戦線」（=旧シハヌーク派、以下、フンシンベック党）の連立政権を担う二大政党の武力衝突によって延期され、翌1998年に国際的な監視の下で行われた国民議会議員総選挙と人民党が主導する二大政党連立政権の再度の樹立によってようやく1999年に実現した。このことは、人民党が優位を占める政権が国際的に認知されたことを意味し、「国家の担い手の座をめぐる紛争の時代の終わり」を告げるものであった（天川 [2001: 57-58]）。

さらに、1990年代後半のカンボジアの国内政治は、強力な反政府勢力であったポル・ポト派が瓦解することで国内の軍事的脅威が消滅し、人民党の有力な政治的対抗勢力であったフンシンベック党も四分五裂して弱体化した。こうした国内情勢の変化は、人民党にとっても従来の「ポル・ポト派の復権を阻止できる唯一の政治勢力」から「国民と国際社会の期待に応えられる唯一の政治勢力」への脱却を図ることを要請し、国内政治の焦点は徐々に政党間の権力闘争から貧困削減や社会矛盾の解消へとうつった。

このように見てくると、カンボジアにとって国際社会への復帰は、政治的、経済的に重要な意味をもつものであったばかりでなく、人と資本の国際移動の活性化によって社会が急速に変化することを含意し、さらにASEAN加盟の達成に象徴される「国家の担い手の座を巡る紛争の時代の終わり」は、政府の目をこれら急速な社会の変化によって生じた矛盾の解消に向けさせるものとなったといえよう⁽¹⁾。

ところで、筆者は、カンボジアにおける立法動向を同国の復興・開発と関連づけながら、(1)統治機構の整備に関する法の領域、(2)弾圧法としての性格をもつ法の領域、(3)市場経済化の推進に関わる法の領域、(4)急速な市場経済化など社会の変動に伴って引き起こされた社会問題に対応する法の領域、の4つの領域に分類して把握することを試みてきた（四本 [1999: ii-iii]、天川編

[2001: 111-149])。これら4つの領域における立法作業は、和平達成以後、一緒に同時進行で進められたわけではなく、その時どきの国際的議論やカンボジア国内の政治情勢、また社会と市場の要請に後押しされながら進められてきた。その中であって急速な市場経済化など社会の変動に伴って引き起こされた社会問題に対応するための法領域は他に比較して整備が遅れてきたが、上記のような国内情勢の変化はこうした領域においても法整備の進捗を促すこととなった。

以上のような現状認識にたつて、本章では、近年カンボジアにおいて深刻な問題と指摘されている女性や子どもの人身取引 (trafficking in person, 以下、トラフィッキング) 問題とそれらに対応するための法整備の動向を分析することをつうじて、急速な社会の変動に伴って引き起こされた社会問題とそれらに対する法的対応に見られる問題点と特徴を考察する。

本章第1節では、これまでに行われたトラフィッキングの実態調査に即してトラフィッキングの背景とトラフィッキングから派生する社会問題についての見取り図を描く。第2節では、トラフィッキングとそれに関連する問題を現行法制に位置づけ、その問題点を明らかにした上で、現在政府が取り組んでいるトラフィッキング対策について検討する。さらに第3節では、現行法制の行き詰まりを打開すべく取り組まれている最新の立法動向を紹介し、分析を加えることとする。

なお、「トラフィッキング」は多義的な用語である。そこで本章ではこれを「人とりわけ女性と子どものトラフィッキングの防止、取締及び処罰に関する国際連合2000年議定書」(United Nations Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Person Especially Women and Children, 2000, 以下、国連トラフィッキング議定書) 第3条(a)項にいう定義すなわち「(この議定書で『トラフィッキング』とは、——引用者注) 搾取する目的で、暴行又は脅迫を用いて、又はその他の態様の強迫、略取、誘拐、欺罔、権力濫用、又は弱者である地位に乗じて、若しくは対償又は利益を供与して監護権者の同意を得て、人を勧誘、搬送、移送、又は蔵匿、若しくは収受することをいう」に即して使用する。

なお、法律の訳出にあたっては、「trafficking」に「人身取引」という訳語を充て、特定の定義を有する場合（例えば、アメリカの「人身取引及び暴力犠牲者保護法」）には、その定義を注に記した⁽²⁾。

第1節 カンボジアにおけるトラフィッキングの動向

1. 1990年代前半までの動向

カンボジアにおいて1970年代前半の内戦中に公然と行われていた売春は、民主カンブチア（以下、ポル・ポト政権）および人民革命党政権の下では厳格な取り締りの対象となった（UNICEF [1995: 1]）。ポル・ポト政権下でサハコーと呼ばれる人民公社に集団化された国民には過酷な労働と規律が課され、売春はもとより婚外性交渉は「抑圧階級の退廃的・反動的文化」（民主カンブチア憲法第3条）として極刑が科された（同第10条）。人民革命党政権においても国民の行動は各級人民委員会や大衆団体によって管理されたが、遅くとも1980年代末までには南部コー島（Kaoh Kor）に逮捕された売春従事者（commercial sex workers, 以下、CSWs）を隔離・再教育する施設が設けられた（UNICEF [1995: 1]）。

こうした状況は1989年に憲法が改正され、市場経済化の開始にともなって国内および隣接諸国からの人の移動が自由化されることで大きく変化し、1991年には首都プノンペンだけでCSWsの数は推定6000人となり、その規模は国連による暫定統治期に推定2万人にまで増加したのち、国連暫定統治の終了とともに推定1万人程度で推移する（UNICEF [1995: 1-2]）。しかしながら、CWDA（Cambodian Women's Development Association）が1992年にプノンペンで行った調査ではCSWsの最低年齢が18歳であったのに対して1993年の調査では最低年齢が15歳に、そして1994年に399人を対象に行った同様の調査では35%が18歳以下という結果であったことから明らかなとおり、この時期す

でCSWsの低年齢化傾向が看取される (CWDA [1994: 1])。また1995年に全国規模で行われた調査 (rapid appraisal) においても、調査に応じた6110人のCSWsのうち1878人 (全国平均30.74%) が18歳未満という結果であったばかりでなく、こうした女性の55%がトラフィッキングによって、また残り45%も極度の貧困などの理由によってCSWsとなったことが指摘されている (HRVC [1995: 8])。さらに、この時期すでにタイとの国境貿易の拠点であったポイペト (Poi Pet) とコッコン (Kaoh Kong) においては買春目的でカンボジアに入国するタイ人の存在やトラフィッキングした子どもをタイに移送しようとして警察に逮捕されたカンボジア人の事例が報告されている (KT [1995: 5-6])。

こうしたトラフィッキングは、*メー・ク Chol* (me khchol) と呼ばれる、「リクルーター (斡旋人)」が、女性に都市における安定した所得が得られる就職を紹介するなど誘ったり、親 (継親を含む) に対償を支払うなどした上で子どもを原居住地から離れた他の州の都市や首都の性産業に「転売」、「再転売」する手口がとられ、家族や警察による追跡、捜索を困難にしている (UNICEF [1995: 10-11])。

このような性産業の急速な増大と事態の深刻化についてUNICEFは、高額の給与を受けとる国連カンボジア暫定統治機構 (United Nations Transitional Authority in Cambodia, 以下, UNTAC) の要員約2万人がカンボジア全土に展開したことをひとつの契機として、ポル・ポト政権下で行われた家族制度の破壊と仏教的倫理観の否定、人民革命党政権下での長期にわたる内戦による孤児と寡婦の増加、ポル・ポト政権下で強制結婚させられた夫婦の破綻、難民の大量帰還など貧困層の増大とそれに対する貧困削減策がとられなかったことをその背景として指摘する (UNICEF [1995: 2-3])。また、法律家の不足によって新たな体制の下での法整備が社会の要請に対応できずにたち遅れ、司法の機能も脆弱であった (四本 [2002: 60-63])。

以上のような調査結果が示しているように、カンボジアにおいて1980年代末までに復活の兆しが看取された売春は、1990年代前半には社会の急速な変化にともなって、その規模において広がりを見せるとともに未成年者を

CSWsとして巻きこむまでに悪質化した。この過程でトラフィッキングの件数は増加し、その手口も巧妙化するとともに、隣国との国境貿易拠点を通じて国際化する傾向を有するにいたった。

2. 1990年代後半以後の動向

1990年代後半にはいって、規模における拡大、被害者の低年齢化と態様の国際化、公務員の関与というカンボジアにおけるトラフィッキングの特徴は、さらに顕著なものとなる。

のちに紹介する人身取引等取締法の制定を機に、国民議会の常設委員会のひとつである人権救済申立審査委員会が行った全国規模の調査によれば、CSWsの規模は子ども（18歳未満）2291人（全体の15.5%）を含む1万4725人でそのうち55.4%がプノンペンにあり、プノンペンおよび南部の港湾都市コックコン、シハヌークヴィルの3地域だけで全体の74.1%を占める。また国籍別には81%がカンボジア国籍のほか、14%がベトナム国籍、0.35%がタイ国籍であった（NA[1997: 7-12]）。トラフィッキングについて国民議会の調査は、カンボジア国内の農村から、就職の斡旋をすると騙したり、家族の債務と相殺するなどの手口で女性を都市に連れ出し、性産業に「転売」という従来の手口を報告しているほか、子どものトラフィッキングに関してはリクルーターが被害者の家族構成や経済状況等を把握した上で接近して金を貸し、返済不能な多額の債務を負わせた上で、子どもに都市での仕事を斡旋すると騙すなど手口が巧妙化していることを指摘する（NA[1997: 18-19]）。また国境を越えたトラフィッキングについて同調査は、ベトナム南部各省から陸路またはメコン川を遡上するルートおよび海路でカンボジア南部へ、さらにはカンボジアを経由してタイに密入国させる方法がとられていること、およびいずれのルートにおいても国境で警察官が賄賂を収受してトラフィッキングに関与していると指摘する（NA[1997: 16-17]）。

カンボジアにおけるトラフィッキングの国際化に関しては、隣接するタイ

とベトナムの状況を含めたより詳細な調査が行われている。すなわち、タイ＝カンボジア国境貿易の拠点アランヤプラテート (Aranyaprathet, タイ側) と隣接するポイペト (カンボジア側) およびタイ南部沿岸漁業拠点のトラート (Trat) 県コンヤイ (Kong Yai) と対岸のカンボジア南部コックン州の双方で行われた調査によれば、アランヤプラテートを除く3カ所でカンボジア国籍およびベトナム国籍のCSWsの存在が確認されており、タイ領コンヤイ近郊のクロンソン (Klong Son) では調査に応じた120人のCSWsのうち80%がカンボジア国籍であった。またコンヤイではタイの警察官やその家族が売春を管理していることが確認されている (IOM/GAATW [1997: 8-10])。さらに別の調査は、国境を越えたトラフィッキングはカンボジアまたはタイの国境警備当局に摘発されるおそれがあることから、第1に、より多くの不正な利益を得ることのできる低年齢の被害者をトラフィッキングする傾向、第2に、不法な越境に際して国境警備にあたる警察や軍に賄賂を支払うことが常態化していると指摘する (IOM/CAS [1997: 16-17])。こうしたトラフィッキングの国際化の傾向は近年さらに深刻化し、売春強要目的のみならず、都市の路上での物乞いをさせる目的で女性や子どものほか老人、身体障害者がタイにトラフィッキングされていると指摘する専門家もいる (Chanthol [2003: 10])。一方、ベトナムでは1980年代後半から始まるドイモイ (刷新) 政策による開放化と貧富の格差の拡大にともなってCSWsの数は増加の一途をたどり、1990年代末には20万人に達する。また、そのうち7% (UNICEF調べ) から10.5% (ベトナム労働戦傷者社会問題省調べ) が18歳未満と推定される (Kelly and Le [1999: 18-19])。そして1980年代末頃すでにベトナム南部各省からカンボジアへのトラフィッキングのみならず、カンボジアを経由して第三国へのトラフィッキングが行われていることが指摘されている (Kelly and Le [1999: 47])。

トラフィッキングと売春に関する最新の調査は、カンボジア全土で5317人のCSWsに面接調査を行い、CSWsの推定総数を1万8256人、国籍別では77.4%がカンボジア国籍、21.1%がベトナム国籍と推定する。さらに5317人の面接協力者のうち1074人、全国で推定3万6000人余りがトラフィッキングの

被害者であると推定する (Steinfatt [2003: 10-17])⁽³⁾⁽⁴⁾。またトラフィッキングと人口移動に関する調査は、さきに挙げた周辺諸州からプノンペン、アンコールワット観光の拠点シアムリアプ、南部の港湾都市シハヌークヴィルへのトラフィッキングおよびカンボジア国内から西部諸州を経てタイに不法越境するなどの移動パターンを明らかにしている (ILO [2004: 37])。

ところで1990年代末以後、こうしたトラフィッキングと売春の規模と深刻さに関する実態調査に加えて、その要因や社会的背景に関する分析も行われるようになった。その中でもカンボジアの人権団体による調査は、都市における経済発展とは裏腹に農村では就労と収入向上の機会に乏しく、債務の負担や家族関係の崩壊がトラフィッキングを生み出す背景にあると強調する (ADHOC [1999: 27-30])。また、家族や友人にすでにCSWsとなった者がいる場合、両親が別居、死別または離婚している場合、親以外の親戚と同居している場合、同一世帯の中に麻薬やアルコール中毒者または賭博常習者がいる場合、家族が債務を負い、または極度の貧困状態にある場合であって女性がリクルーターの標的となる年齢層 (10代~20代) である場合、もしくはこれらの素因が重複している場合はトラフィッキングの被害者となるリスクが高いと分析する (IOM/CAS [1997: 17-18])。

以上のような調査結果を総合するとカンボジアにおけるトラフィッキング問題は、長期にわたる内戦と国際的孤立を背景に、貧困と荒廃が深刻化した農村を舞台に、地域社会や家族の絆が弱体化した状況の下で、都市における自由化と市場経済化が急速に進行する過程で性産業市場が形成されたことを契機として、農村の女性や子どもが売春強要目的にトラフィッキングされるという構造を有する。さらに、経済発展の先行している隣国タイの性産業市場へ、またベトナム南部諸省からカンボジアの性産業市場への吸引要因も存在する。このようなトラフィッキングの多様化も見逃すことはできない。こうした国境を越えたトラフィッキングは、法制の不備や公務員の腐敗によって防止と処罰が充分になされないことから悪質化する傾向にもあり、カンボジアはトラフィッキングの発生地としてだけではなく、国境を越えた被害者

移送の中継地や海外からの移送の最終目的地となっているといえよう。

第2節 トラフィッキング取締法制とトラフィッキング対策

1. トラフィッキングの憲法上の位置づけ

1993年に公布・施行されたカンボジア王国憲法（以下、1993年憲法）は、「複数政党制に基づく自由な民主主義」を基本原理として現代的かつ豊富な人権条項をもつ。とりわけ女性と子どもの権利については「クメール市民の権利及び義務」（憲法第3章）の総則的規定（憲法第31条）において「カンボジア王国は、国際連合憲章、世界人権宣言、並びに人権、女性の権利及び子どもの権利に関する条約及び協定が定める人権を承認し、尊重する」ことを明記し、生存、身体的自由、安全の権利（憲法第32条）、女性差別の禁止及び両性の平等（憲法第45条）、人身取引、売春及び猥褻行為による搾取の禁止（憲法第46条）を規定する。さらに『子どもの権利条約』が規定する子どもの権利、特に、生存の権利、教育に対する権利、武力紛争における保護を受ける権利を保障し、経済的及び性的搾取から保護する」ことを国家の義務として規定する（憲法第48条）。

しかしながら、この憲法の理念と規定は、実務上十分に生かされているとはいいがたい状況である。1999年に警察官123人、裁判官18人、検察官7人などを対象にプノンペン特別市と5つの州で行われた意識調査では、憲法がトラフィッキングや売春を禁じていることを知っていたのは、取締りにあたる警察官の8.18%にすぎない。またトラフィッキングが人権侵害事件であると回答したのは、検察官で6.66%（伝統の破壊と回答した者および市民の健康にかかわるHIV/AIDSに関連する問題と回答した者がそれぞれ33.33%、その他32%）、裁判官で25%（伝統の破壊と回答した者50%、市民の健康にかかわるHIV/AIDSに関連する問題と回答した者21.42%、その他3.5%）であった（CWCC [1999a: 14-24]）。

2. トラフィックングに対する国内法による対応

さきにふれたとおり、1993年憲法制定以後、統治機構の整備に関する領域および市場経済化の推進にかかわる領域における法整備には進捗がみられるものの、社会の急速な変動に伴って引き起こされた社会問題に対応する領域における法整備は、決して充分とはいえない⁽⁵⁾。

また、1993年憲法制定以後の立法動向においては、以下のふたつの傾向を看取することができる。すなわち第1に、膨大な時間と専門性を要する一般法の起草をあと回しにして、さしあたり必要な個別分野の特別法を単行法として制定する傾向があることである（四本 [2001: 125-132]）。また第2に、特別法の立法作業の遅れを補填するために「国益に一致する法律その他の法令は、カンボジアの国有財産、権利、自由及び合法的私有財産を保護し、憲法の精神に反しない限り、新しい規定により改正され、又は廃止されるまで効力を有する」（憲法第158条）という規定に即して、人民革命党政権下および暫定統治期間中に公布・施行された法令や規定が依然として効力を有しており、実務上それらに依存する傾向を看取することができる。

現行のカンボジア刑事法制においても上述の傾向は例外ではない。現行の刑事法制は、国連によるカンボジア暫定統治期間中（1992年）に、UNTACが起草し、パリ和平協定にしたがってカンボジア紛争各派の代表によって構成された最高国民評議会（Spreme National Council）が決定し、公布・施行した「暫定統治期間中にカンボジアにおいて適用される司法、刑事及び刑事手続規定」（Provisions Relating to the Judiciary and Criminal Law and Procedure applicable in Cambodia during the Transitional Pefriod, 以下、UNTAC刑事規定）が依然として効力を有する⁽⁶⁾。さらに特異な点は、UNTACによって解体されなかったカンボジア国（State of Cambodia, 人民党政権）国会が暫定統治期間中に採択し、公布、施行した「テロリズム活動の処罰に関する法律」（以下、テロ処罰法）および「刑事訴訟法」（以下、SoC刑事訴訟法）が、パリ和平協定によって国連

暫定統治期間中に同政権には立法権が与えられていないことから、もともと法律としての効力を認めることはできないものの、UNTAC刑事規定に欠缺している刑事訴訟手続が多く定められているために、実務上の要請から適用を妨げないと解されていることである。ただし、適用にあたってUNTAC刑事規定との間で齟齬が生じた場合には、UNTAC刑事規定が前法であってもSoC刑事訴訟法に優越すると解されている (Coghill [2000: 64])。なお、以上のような法構造の下で、1993年以後、単行法がいくつか公布・施行されたため、UNTAC刑事規定の適用範囲は次第に狭まりつつある⁽⁷⁾。

1992年1月31日にカンボジア国国会が採択したテロ処罰法は「大衆に混乱を引き起こし、もって公の秩序及び安全並びに政治的安定を損なう」(法第1条) 行為を犯罪として取り締まる目的で制定されたが、「人身取引をする目的で人を略取し、又は誘拐した者は、(中略) 10年以上20年以下の禁錮に処する。人身取引をする目的で未成年者を略取し、又は誘拐した者は、(中略) 終身禁錮に処する」(法第2条第1項、第2項) という規定をもつ。

一方、UNTAC刑事規定は、トラフィッキングに関して直接の規定をもたないが、強制猥褻について定めた第42条において「本人の同意の有無に係わらず、売春又は性的な搾取の目的で未成年者 (minor) を周旋 (procure)、勧誘 (entice) 又は移送 (leads away) した者は、2年以上6年以下の禁錮に処する」(規定第42条第3項) ことを定め、未成年者に限って売春・強制猥褻目的の周旋、勧誘、移送することを処罰の対象としている。また、本人の意思に反して身柄が拘束された場合には、逮捕・監禁について「裁判所の命令のほか、人を不法に逮捕又は監禁した者は、禁錮刑に処する」ことを定めた規定第35条を適用して加害者を処罰することができる。しかしながら、UNTAC刑事規定が定められた時期にトラフィッキングがカンボジアにおいて深刻な問題と認識されていなかったことおよび同規定の立法目的があくまでも制憲議会選挙を自由かつ公正に行う環境を創り出すためであり、そもそもこの規定はUNTACの撤収後長期にわたって効力を有することを想定して起草されたものではなかった。そのためUNTAC刑事規定は、1990年代半ば以後に深刻化す

るトラフィッキングに的確に対応することはできなかった。

このような立法状況のもとで、カンボジア国内の人権問題、女性問題にかかわるNGOや国連人権センター・カンボジア事務所（現・国連人権高等弁務官事務所・カンボジア事務所）などが新法の制定を求めてロビー活動を展開した結果、1996年1月16日にカンボジア国民議会は「誘拐、人身取引及び人間の搾取の取締に関する法律」（以下、人身取引等取締法）を採択し、同法は、同年2月26日に公布・施行された。

5章10カ条からなる人身取引等取締法は、第1章「総則」（第1条、第2条）、第2章「人身取引目的及び売春強要目的の略取及び誘拐」（第3条）、第3章「売春の周旋」（第4条、第5条）、第4章「淫行」（第7条、第8条）、第5章「補則」（第9条、第10条）という構成による。

人身取引等取締法は第1章「総則」において、「人を取引し、又は搾取する目的でこれを略取し、又は誘拐することを防止し、もって善良の民族の伝統を回復向上させ、人としての尊厳の保障並びに国民の健康及び福祉の向上に寄与すること」（法第1条）という法の目的の下で「何人も、カンボジア王国内外で人を取引し、又は搾取する目的でこれを略取し、又は誘拐してはならない」（法第2条）ことを宣言する。人身取引目的及び売春強要目的略取・誘拐について第2章は、「売春をさせる目的で、年齢、性別及び国籍並びに同意の有無に係らず、金品その他財産上の利益を約束して人を勧誘し、又は脅迫し、若しくは睡眠薬等を使用して抗拒不能にさせてこれを略取し、又は誘拐した者は、10年以上15年以下の禁錮に処する」（法第3条第1項前段）こととし、また「売春をさせる目的で、同意の有無に係らず、金品その他財産上の利益を約束して15歳以下の者を勧誘し、又は脅迫し、若しくは睡眠薬等を使用して抗拒不能にさせてこれを略取し、又は誘拐した者」には15年以上20年以下の禁錮に刑が加重される（法第3条第1項後段）。さらに人を取引した者も誘拐・略取犯と同様に処罰され（法第3条第2項）、「情を知って、資金又は手段を供与して正犯を幫助した者」（法第3条第3項）も処罰の対象とする⁽⁸⁾。また第3章「売春の周旋」は、売春周旋者（pimp）の定義を定めた第4条お

よび売春周旋行為の処罰を定めた第5条をおく。同法第4条において「売春の周旋」とは「情を知って、売春を行うことに援助又は保護を与え、若しくは人を売春の相手方となるよう周旋すること」、「売春の対償の全部若しくは一部を収受することを業とすること」、「売春をさせることを内容とする同意を得た上で、その手段に係らず人を移送すること」、「情を知って、売春を行う場所を占有し、又は管理する者若しくはその売春の対償の全部若しくは一部を収受することを業とする者に、売春をさせる目的で人を周旋すること」、「人を自己の占有し、若しくは管理する場所に監禁し、これに売春をさせることを業とすること」をいう。その上で同法第5条は「売春の周旋をした者は、5年以上10年以下の禁錮に処する」ことを規定するが、累犯者は2倍の10年以上20年以下の禁錮刑が適用される。また、「15歳以下の者を周旋して、これに売春をさせた者」、「人に暴行を加え、又は脅迫し、若しくは武器を使用して、これに売春をさせた者」、「婚姻関係、交友関係、又は親族関係、若しくは後見人の地位による影響力を利用して、売春をさせた者」、「国外において売春をさせ、若しくはカンボジア王国国内において外国人に売春をさせた者」にも10年以上20年以下の禁錮刑が適用される。さらに第4章「淫行 (debauchery)」においては「情を知って、淫行の用に供する場所を提供した者は、1年以上5年以下の禁錮又は500万リエル以上3000万リエル以下の罰金に処する」(法第7条) ことおよび「同意の有無に係らず15歳以下の者に淫行をした者及び淫行をする目的で15歳以下の者を収受した者は、10年以上20年以下の禁錮に処する」(法第8条) ことが規定されている。最後に第9条は「この法律を施行するための細則は、大臣会議令で定める」と規定する。

以上のような内容をもつ人身取引等取締法は、以下のような多くの問題を含んでいる。第1に、この法律は全体を通して使用されている「売春 (prostitution)」「人身取引 (trafficking / sale)」「交友関係 (boy / girlfriend)」「淫行 (debauchery)」などキーワードとなる用語が定義されていない。第2に、この法律の目的は「人を取引し、又は搾取する目的でこれを略取し、又は誘拐することを防止」(法第1条) することにあるが、「人を取引し、又は

搾取する目的でこれを略取し、又は誘拐」(法第2条)することを禁じているのみで罰則は設けられておらず、それ以下の条文でも略取・誘拐を「売春をさせる目的」に限って処罰の対象としている。既述のとおり、トラフィッキングはいまや売春強要目的、路上で物乞いをさせ、または工場などで長時間の過酷な労働を強いるなどの強制労働目的、海外移送目的のほか、臓器摘出目的にまで多様化しており、略取・誘拐を「売春をさせる目的」に限定するのは、もはや現状と乖離しているといわざるを得ない。第3に、第3条および第5条は「15歳以下」の「未成年者 (minor)」に対する犯罪の刑罰を加重するが、カンボジアが締約国となっている「子どもの権利条約」は「子ども」の定義を18歳未満としている(条約第1条)。また現行のカンボジア法においては選挙権(憲法第34条)を18歳以上、女性の婚姻適齢(1989年婚姻家族法第5条)を18歳以上、未成年者の勾留の制限(UNTAC刑事規定第14条第4項)を18歳未満、制限能力者(1988年契約及びその他の法的責任に関する国家幹部会令第38D号第14条)を18歳未満としていることからみて15歳以下という年齢の設定は合理的根拠に欠ける⁽⁹⁾。第4に、第3条、第7条および第8条は、未遂罪の規定をもたない。第5に、第3条第3項は、「犯罪行為の用に供したすべての物」を没収するが、犯罪を未然に抑止する見地からも必要とされる犯罪行為によって得られた物や犯罪行為の報酬など犯罪生得物の没収に関する規定をもたない。また第5条は、犯罪組成物、犯罪供用物、犯罪生得物のいずれについても没収の規定をもたない⁽¹⁰⁾。第6に、第9条は、この法律を施行するための細則を大臣会議令で定めるとしているが、法律が施行されて7年以上経過した今日、人身取引等取締法を積極的に適用することが司法省から各裁判所に通達(1996年10月16日付司法大臣通達1140/96号)されてはいるものの、人身取引等取締法の施行細則を定めた大臣会議令は未だ公布されていない。最後に、第5条は「婚姻関係、交友関係、又は親族関係、若しくは後見人の地位による影響力を利用して、売春をさせた者」に10年以上20年以下の禁錮を科す。しかしながら、貧しい世帯において夫婦の一方が他方に対して、または親が子どもに対して売春をさせた結果、有罪判決を受けた夫婦の一方

又は親が禁固刑に服した場合、残された夫婦の一方または子どもの生計や監護はどのようになるのかということは考慮されていない。したがって被害者の社会への再統合と生活の再建という見地からすれば、加害者となった家族には刑の執行猶予と保護観察処分を導入するなどして監督・援護することが検討されるべき余地を残している。

3. 法律の適用を阻む要因

人身取引等取締法の適用についてさきに紹介した国民議会による調査によれば、テロ処罰法、UNTAC刑事規定および人身取引等取締法の併用によって1997年1月だけで122人の人身取引被疑者が逮捕され、また76人に有罪判決が下され、このうち人身取引等取締法を適用されたのは逮捕者のうち12人、有罪判決が下された被告のうち20人であった(NA [1997: 20])。しかし、人身取引等取締法が全国一律に適用され成果をあげているわけではなく、裁判所によっては第5章第9条に定める大臣会議令が公布されていないことを理由に、同法の適用を避け、従来のUNTAC刑事規定第42条を適用する例がみられる。また国民議会の調査は、カンボジア社会の実情が法の適用を困難にしていることを指摘する。すなわち、公務員の劣悪な給与水準を背景に、軍人や警察官が「地域社会の秩序と安全の維持」を口実に賄賂を要求する見返りに管理売春の加害者を幫助する場合や裁判官・検察官が加害者(ときには被害者)に買収される場合には、捜査、起訴、審理、判決の公正が妨げられる。また、農村社会でトラフィッキングの被害者である事実、さらには被害者が売春を強要されたりHIV/AIDSに感染した事実が明らかとなることでトラフィッキングの被害者と家族が差別や不利益を被ることを恐れた場合には、被害者や家族は捜査に協力せず、告訴すらしないというものである(NA [1997: 21-22])。さらに別の調査では、トラフィッキングの抑止と捜査の第一線にある警察官のうち、トラフィッキング事案が警察の所管事項ではない、または所管事項であるかどうか判然としないと回答した者が27.9%、すくなくとも優先事項

ではないと回答した者が75.8%であった。さらに人身取引等取締法が施行されたことを知らなかった者が37.3%、同法が施行されたことは知っていた者のうち、実際に条文を読んだことがある者は、33.8%であった(CWCC [1999b: 11-12])。

このように、カンボジアにおいてトラフィッキングの防止と処罰を阻む要因となっているのは、法律の未整備にとどまらず、法情報の関係機関への周知の不徹底や法律の適正な運用を阻害している公務員の汚職問題、社会の根深い偏見による被害者(犠牲者)の「再犠牲者化(re-victimization)」であり、これらが相互に絡み合っている現実である。

4. トラフィッキングに対する政府の施策

売春強要等を目的とする子どものトラフィッキングの防止、加害者の処罰及び被害者の保護をテーマに開催された「子どもの商業的性的搾取に関する世界会議」において採択されたストックホルム行動綱領への署名(1996年)、2001年から始まる5年間の援助計画を主要な議題とするUNICEFとの政策協議、援助供与国政府からの働きかけや国民議会人権救済申立審査委員会による調査と勧告(1997年)が人身取引等取締法の制定に加えてカンボジア政府にトラフィッキングに対するさらなる施策の立案を促した。その結果、1999年から社会問題・労働・職業訓練・青年復興省が所管するカンボジア国家子ども評議会(Cambodian National Council for Children)が調整役となって「子どものトラフィッキング及び性的搾取対策5カ年計画」(以下、5カ年計画)がまとめられた(CNCC[2000: 3-6])。この5カ年計画は2000年3月17日に大臣会議において討議に付され、同年4月6日付大臣会議宣言によって国家計画として承認され、関係する各省に対しては計画の実施に必要な措置をとることが指示された。

5カ年計画は、「計画1:被害の防止」「計画2:被害者の保護」「計画3:被害者の援護」「計画4:被害者の家庭・地域への再統合」の4つの計画

(programme) からなり、さらにそれぞれの下に企画された合計65の事業 (activity) によって構成されている。これらの事業には実施責任機関 (官庁またはNGO)、実施協力機関 (官庁またはNGO)、技術協力・資金提供機関 (国連機関、NGO、援助供与国政府機関) が明示され、5カ年計画の確実な実施を確保しようとしている。また、5カ年計画は、「防止」において子どもの人権およびその侵害が犯罪となることを周知することに主眼がおかれ、とりわけ外国人観光客を周知の対象と想定する。また「被害者の援護」および「被害者の家庭・地域への再統合」においては、HIV/AIDS感染者を含む被害者への無償の医学的、心理学的治療の機会の提供、貧困世帯の収入向上施策、農村開発計画との連携が盛り込まれている。

さて、5カ年計画のうちトラフィッキング対策の法的側面および法執行機関とかかわる事業が盛り込まれているのは「計画2：保護」の領域である。この領域は法的枠組みの改善、法執行の強化、法執行機関関係者への被害者保護施策の周知に重点がおかれている。より具体的には第1に、司法省に対して現行法の規定のうち、「子ども」および「トラフィッキング」の定義、性交渉同意可能年齢、犯罪に関与した公務員の訴追、捜査および公判手続における被害者保護のあり方を検討させることが盛り込まれた。第2に、国家警察を所管する内務省に対してトラフィッキング取締専従部門の設置と被害者に配慮した捜査手法のあり方を検討させることが盛り込まれた。第3に、トラフィッキング対策に関係する中央・地方の公務員 (警察官、憲兵隊員、司法省職員、裁判官、検察官、州社会福祉部門職員など) および弁護士を対象として、捜査、公判での証言、公文書作成に際しての被害者のプライバシーと被害者の心理に対する配慮について研修を行うことが盛り込まれた。また第4に、トラフィッキングの国際化に対応して各国捜査機関や司法機関との捜査共助、司法共助、連携、国境沿いの摘発強化地域の設定、国境を越えた被疑者の追跡協力、捜査情報の交換にかかわる制度の創設を検討することが盛り込まれた。

5カ年計画の評価にかかわる文書は、「女性・退役軍人省には法律扶助課

(Legal Protection Unit) とホット・ラインが設けられ、被害女性の電話相談に応じている。また、内務省国家警察本部と州・特別市警察本部にはトラフィッキング取締専従部門 (Trafficking Police) が設けられ、これもホット・ラインを開設して市民からの告発を受け付けている。さらに内務省はUNICEFの協力を得て『未成年者の買春は犯罪』というメッセージをホット・ラインの電話番号とともに観光地図に掲載し、プノンペン市内で外国人観光客に無料で配布している」という女性・退役軍人省、内務省の取り組みが米国防務省の報告書において肯定的にふれられているほかはいずれの機関からも発表されていない (U.S.Department of State [2003: 43])。この5カ年計画の成果と今後の課題については、評価報告の発表を待った上で、稿をあらためて検討したい。なお、司法省はトラフィッキングを取り締まる新たな法律案を準備しており、これについては第3節において詳述する。

5. トラフィッキングに対する外交における対応

すでに第1節で指摘したとおり、トラフィッキングの被害者が外国からカンボジア国内に移送され、またはカンボジア国内から外国に移送され、もしくはカンボジアを経由して外国から第三国に移送されるなど、トラフィッキングは国際的な犯罪となっている。このような場合、加害者には人身取引等取締法の適用が予定されるが、被害者も移民法によって不法移民として処罰される。1994年9月22日に公布・施行されたカンボジア移民法は、旅券および査証を持たず不法に入国することを禁止 (法第8条) し、不法に入国した者および不法な入国を幫助した者に3カ月以上6カ月以下、不法な入国を幫助した公務員に6カ月以上1年以下の禁錮を科し、さらに不法に入国した者には退去強制の措置がとられる (法第29条、第30条)。

実務上、カンボジア政府はトラフィッキングの被害者であっても上記の法律に抵触した場合は不法入国者として処罰の対象にしてきた。その一方で最近の新たな動向は、トラフィッキングを撲滅し、またトラフィッキングの被

害者を救済する見地から外交的な方策がとられ始めたことである。そのモデルとなるのがタイ政府とカンボジア政府との間で調印された「子どもと女性のトラフィッキングの撲滅及びトラフィッキング被害者の援助の二国間協力に関する覚書」(以下、覚書)である。

タイ政府は周辺諸国から自国に流入する不法移民の増加とそれへの対処に長年苦慮した結果、国際労働機関(ILO)が主催する国際会議を誘致するなど国際機関との協力を進める一方、外交ルートを通じて個別に各国との連携を図ってきた。そのうちカンボジアとの間では二国間国際協力合同委員会を設けて両国間の国際協力について協議するなかで2000年2月1日にトラフィッキング問題への対処について協力することに合意し、2003年5月31日に上記「覚書」を調印するにいたった。

「覚書」は、9章23カ条からなり、「覚書の適用」(覚書第1章、第1条)、「定義」(覚書第2章、第2条、第3条)、「防止措置」(覚書第3章、第4条～第6条)、「トラフィッキングされた子ども及び女性の保護」(覚書第4章、第7条～第9条)、「子どもと女性のトラフィッキングの取締」(覚書第5章、第10条～第15条)、「送還」(覚書第6章、第16条、第17条)、「再統合」(覚書第7章、第18条、第19条)、「合同作業部会」(覚書第8章、第20条)、「補則」(覚書第9章、第21条～第23条)という構成による。

この「覚書」の特徴は、第1に、子どもと女性のトラフィッキングの定義を「この覚書で『子どもと女性のトラフィッキング』とは、搾取する目的で、暴行又は脅迫を用いて、又はその他の態様の強迫、略取、誘拐、欺罔、権力濫用、又は弱者である地位に乗じて、若しくは対償又は利益を授受して監護者の同意を得て、勧誘、搬送、移送、又は蔵匿、若しくは収受することをいう」(覚書第1条a項前段)とし、さらに「搾取」の内容を「売春その他の性的搾取、強制労働及び強制奉仕、奴隷状態又は奴隷状態に近似する行為、苦役、臓器の摘出」(覚書第1条a項後段)と国連トラフィッキング議定書の規定に即して広範に定義し、さらに売春、強制労働、強制結婚、養子縁組、売春観光、興業、ポルノ製造、物乞いなどに使用することを列挙した上で「こ

これらの目的，又はこれら以外の目的」(覚書第3条)という文言を加えて現状において看取される目的に限定せず，将来に起きるかもしれない目的を取り締りの射程に入れた点にある。第2に，「子ども」の定義を「子どもの権利条約」に即して「18歳未満」(覚書第1条d項)とした。第3に，「搾取する目的で勧誘，移送，収受又は蔵匿された子ども」をすべて「トラフィッキングの被害者」(覚書第1条c項)と位置づけ，のちに不法入国や売春の勧誘などによって処罰される可能性を排除した点にある。第4に，「防止措置」(覚書第6条)と「再統合」(覚書第18条)は，国際法にそった国内法の整備にとどまらず，子どもと女性の就労機会と収入向上のための措置，教育と職業訓練の改善，トラフィッキング問題に対する世論の喚起など社会的施策を充実させ，被害者の送還にあたっては医学的，心理学的見地からのフォローアップと被害者を差別や蔑視の対象とさせないための「最善の努力義務」を規定した。さらに第5に，被害者に対するこれまでの対応を抜本的にあらため，トラフィッキングの被害者を安全に国籍国に送還する前提(覚書第16条)で，被害者を不法移民として入国管理機関や警察の施設に収容せず，また不法移民として逮捕，起訴しないことを明記(覚書第7条)する一方，両国の法執行機関の間での加害者の逮捕，起訴，国外犯の引渡，捜査共助・司法共助の促進と送還担当機関間の実務的な協力を明記する(覚書第12条，17条)。

このようにトラフィッキングの国際化とその目的の多様化という新たな展開は，既存の国内法による対応に限界があることをあらわにした。この事態に対してカンボジア政府がとった施策は，第1に，政府内各機関，国際機関およびNGOが連携して長期的にトラフィッキングを防止し，事件に際しては加害者の摘発とともに被害者の保護とその後の医学的・社会福祉的援護，地域社会や家庭への再統合をも視野に入れた総合的な施策によって対応することであった。また第2に，トラフィッキングを国境を越えた犯罪と位置づけ，隣国と協力して取り締りの強化を図ることであった。またそこにおける特徴は，トラフィッキングされた子どもと女性を相互に不法移民として扱わずに犯罪の被害者として性格づけ，法的な手段のみならず，さきに述べた社会的

な施策にも結びつけながら被害者の救済と新たな目的と態様のトラフィッキングの防止を図ろうとするものであった⁽¹¹⁾。

また、トラフィッキングそれ自体や未成年者買春（児童買春）や子どもポルノ（児童ポルノ）の製造などトラフィッキングから派生する犯罪の抑止と加害者の処罰において、加害者が外国人であった場合には、カンボジアの捜査機関や司法機関と加害者の国籍国の捜査機関や司法機関との協力（捜査共助、司法共助）が欠かすことができない。

現在のところカンボジア政府は諸外国との捜査共助・司法共助についての網羅的な情報を公開していないが、日本が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（以下、児童買春等処罰法）を施行（1999年）し、その第10条に日本人が外国において児童買春や児童ポルノの製造に関与した場合に児童買春等処罰法の適用を可能にする日本人の国外犯処罰規定をおいたことは、こうした犯罪に対してカンボジアをはじめとする諸外国と日本の捜査機関・司法機関が国際的に協調して対処することに道を開くものとして評価することができる。さらに今後は、外国の捜査機関・司法機関との連携強化のみならず、当該分野で実績のある国内、海外のNGOとの協力のあり方が課題となろう。なお、実務上、国際刑事警察機構（ICPO）を経由するなどして、日本の捜査機関がカンボジア警察の協力を得て被疑者に児童買春等処罰法の日本人の国外犯処罰規定が適用された事例はこれまでに4件である⁽¹²⁾。

第3節 トラフィッキング取締法制の展開

既存のトラフィッキング取締法制が既述のような状況にあるなかで、新しい刑法およびトラフィッキング取締法の起草というふたつの作業が進められつつある。

1. 刑法草案におけるトラフィッキングの処罰

さきに述べたとおり、カンボジアにおける現行の刑事法制は、UNTAC刑事規定およびSoC刑事訴訟法のほか、1993年以後に制定されたいくつかの単行法によって構成されている。これが過渡的な状況であり、1993年憲法の下で新しい刑法、刑事訴訟法が必要であるという認識から、カンボジア政府はフランス政府の協力を得て新・刑法および新・刑事訴訟法の起草作業を続けてきた（四本 [1997: 12]）。現在、草案の起草作業はほぼ終了し、草案は司法省から大臣会議に提出され、大臣会議法律家委員会（Council of Jurist, Council of Ministers）で審査されている。今後この刑法草案は大臣会議の決定を経て、国民議会に提出される予定である。

540カ条にのぼる刑法草案（2000年7月付）のうち、トラフィッキングに関連する条項は、第1に、新たに起草された草案第417条から草案第421条、第2に、「人身取引等取締法」第2条以下第7条までの条文をそのまま取りいれて「売春強要目的人身取引」「売春周旋者」「淫行の用に供する場所の提供」について規定した草案第422条から草案第427条、人身取引等取締法第8条（未成年者への淫行）に対応する「セクシャル・ハラスメント」（草案第432条）、「強姦及び準強姦」（草案第433条）である。

これらのうち前者の規定（草案第417条～草案第421条）は、トラフィッキングの包括的禁止規定にあたる草案第417条および18歳未満の未成年者のトラフィッキングに第3級軽罪の法定刑のうち最も重い量定の適用を定めた草案同条第2項、人身取引または人身取引の買い手となりもしくは売り手となることを業とすることを禁止し、これを第1級重罪とした草案第418条、13歳未満の未成年者略取を第3級軽罪とし、13歳未満の未成年者の国外移送を第1級重罪とした草案第419条、13歳以上21歳以下の者の誘拐・略取を第1級軽罪とした草案第420条、及びこれらの行為に強姦を伴う場合には所定の法定刑のうち最も重い量定の適用を定めた草案第421条である。

また後者の規定（草案第422条～草案第422条）は、人身取引等取締法第2条以下の規定をそのまま取り入れている⁽¹³⁾。その際、「売春の周旋」（人身取引等取締法第5条）を第1級重罪（草案第424条）、「淫行の用に供する場所の提供」（人身取引等取締法第7条）を第3級軽罪（草案第426条）、「未成年者に対する強制猥褻」を第2級軽罪（草案第432条第2項）とし、またその累犯には所定の法定刑のうち最も重い量の適用を定めて刑法草案と人身取引等取締法との均衡を図っている。なお人身取引等取締法第8条の規定は強姦、13歳未満に対する準強姦について定めた草案第433条において第1級重罪と位置づけられている。さらに、草案第417条、第424条、第427条は主刑とともに附加刑として刑期満了後も剥奪公権および停止公権、居住制限を科すことができ（草案第417条第3項、草案第424条第3項、草案第427条第2項）、草案第422条第3項には草案第57条に定める「没収」も適用され、草案第417条、第426条、第427条の未遂罪（第417条第4項、第425条）も既遂同様の刑罰を科す⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾。

以上のように刑法草案は、第1に、犯罪を重罪、軽罪（および違警罪）に類型化し、それらに級を設けた上で適用される刑罰を明示して体系化を図るとともに、未遂罪のほか没収、剥奪公権、停止公権、居住制限といった附加刑などUNTAC刑事規定が欠いた規定を設け、UNTAC刑事規定の適用による過渡的な状況に終止符を打つことが期待されている。しかしながら第2に、刑法草案はトラフィッキングとそれともなう犯罪について人身取引等取締法の規定を踏襲しているにすぎない。したがって、目的や手段が多様化、複雑化するトラフィッキングを現実に即して防止し、処罰するとともに被害者の家族がトラフィッキングや売春強要の加害者となった際の措置や被害者の生活の再建を視野にいれた特別法を制定すべき余地を残した。

2. 人身取引及び性的搾取等の取締に関する法律草案

人身取引及び性的搾取等の取締に関する法律（以下、草案）の起草は1999年から日本人弁護士の協力の下で司法省が着手し、裁判官、検察官、国連機関

及び地元NGOなどとの協議を重ねながら起草作業が進められた。現在、草案は司法省から大臣会議に提出され、大臣会議法律家委員会で審査されている。今後このトラフィッキング等取締法草案は大臣会議の決定を経て、国民議会に提出される予定である。

草案は、8章52カ条からなりその構成は「総則」（第1章、第1条～第5条）、「略取、誘拐及び人身取引」（第2章、第6条～第17条）、「売春」（第3章、第18条～第28条）、「未成年者の取引春」（第4章、第29条～第38条）、「猥褻」（第5章、第39条～第42条）、「15歳以下に対する猥褻行為」（第6章、第43条～第45条）、「民事救済」（第7章、第46条～第48条）、「補則」（第8章、第49条～第52条）による。

また草案は、以下のような内容をもつ。すなわち草案第1章は、「人を取引し、又は性的に搾取することを取締り、もって善良な民族の伝統の保持及び発展を図り、人権及び人としての尊厳を保障し、国民の健康及び福祉を増進すること」（草案第1条）を目的に掲げてその保護法益が人権保障にあることを明記し、草案に定める重罪および軽罪の全部または一部がカンボジア国内で行われたとき、加害者または被害者が犯罪を行った時点でカンボジア国籍を有していたときに適用されるとして属地主義の補則として属人主義、保護主義を採用する（草案第2条、第3条）。また、草案が定める重罪および軽罪の未遂罪、幫助罪、教唆罪を処罰するほか、法人代表者の使用者責任及び法人としての責任を追及することができる（草案第4条）。なお、この草案にいう「未成年者」は18歳未満をさす（草案第5条）。

第2章「略取、誘拐及び人身取引」は、略取・誘拐（kidnapping / abduction）を「暴行、脅迫又は欺罔若しくは誘惑を手段として、人をその生活環境から離し、自己又は第三者の事後的支配に移すこと」（草案第6条）、トラフィッキングを「便宜又は財産上の対償を授受する目的で、不法に人を取引し、又は他人に引渡し、若しくはこれを収受すること」（草案第11条）とそれぞれを明確に定義づけた上で、未成年者の略取に2年以上5年以下の禁錮を科し、その目的が営利、性的搾取、ポルノ製造、意思に反した婚姻または養子縁組

の場合には禁錮5年以上10年以下に、被害者が未成年の場合には7年以上15年以下に、それぞれ刑の量定の幅を加重する(第7条, 第9条)。トラフィッキングを構成する重要な要素である被害者の移動について草案は、カンボジア国内から国外移送目的のトラフィッキングおよびカンボジアへの移送目的のトラフィッキングをとともに禁錮7年以上15年以下(草案第14条)、トラフィッキング被害者の国外への移送および国外でトラフィッキングされた被害者を第三国に移送した者、営利、性的搾取、ポルノ製造、意思に反した婚姻または養子縁組の目的で人を収受した者に5年以上15年以下の禁錮を科すと規定する(草案第15条, 第16条)。

第3章「売春」は、公衆の目に触れるような方法で売春の相手方となるよう勧誘した者に1日以上5日以下の拘留および1000リエル以上1万リエル以下の罰金(草案第19条)、売春の周旋をした者、売春を強要した者に2年以上5年以下の禁錮(草案第20条, 第21条)、売春の対償の全部または一部を収受した者、売春の周旋をし、その対償の全部または一部を収受した者、売春を強要し、その対償の全部または一部を収受した者にそれぞれ5年以上10年以下の禁錮、7年以上15年以下の禁錮、2年以上5年以下の禁錮および罰金400万リエル以上1000万リエル以下の罰金を科す。このほか、売春をすることを条件とする金品の供与(草案第24条)、売春の契約(草案第25条)、場所その他売春に要する物の供与(草案第26条, 第28条)にも禁錮および罰金を科して処罰の対象とする。

第4章「未成年者の売買春」(草案第29条~第38条)は、第3章と同様の構成によるが、「未成年者、周旋者、親権を行う者、後見人又は子どもを現に監護する者に対償を供与し、若しくは供与する約束をして、当該未成年者との性交又は性交類似行為の相手方となった者は、2年以上5年以下の禁錮及び400万リエル以上1000万リエル以下の罰金に処する」(草案第30条)こととして売春の相手方となることを処罰の対象とし、また周旋者として未成年者に売春を勧誘した者に7年以上15年以下の禁錮、またこれを業とした者に10年以上20年以下の禁錮、未成年者の売春の周旋をした者に2年以上5年以下の

禁錮，またこれを業とした者に5年以上10年以下の禁錮を科し（草案第31条），未成年者に対する売春の強要には7年以上15年以下の禁錮，またこれを業とした者は10年以上20年以下の禁錮を科す。さらに，売春をすることを条件とする金品の供与（草案第34条），売春の契約（草案第35条）においては売春をすることを条件とする未成年者への金品の供与等のほか，未成年者に売春をさせることを条件とする第三者への金品の供与および同目的で契約を結んだ者に5年以上10年以下の禁錮を科すなど，未成年者の売春にかかわる成人の法的責任を追及する。

第5章「猥褻」は，多様化するトラフィッキングの目的に対応して設けられた規定である。特に草案第41条，第42条は「子どもポルノ」の規制を目的とし，これらの頒布，販売，公然陳列のほか，所持，移送，輸出入には，2年以上5年以下の禁錮および400万リエル以上1000万リエル以下の罰金を科し（草案第42条第1項，第2項），「子どもポルノ」の製造にはより重い5年以上10年以下の禁錮を科す（同第3項）。

第6章「15歳以下に対する猥褻行為」は，15歳以下の未成年者に対する姦淫および猥褻行為を禁じ，これらに5年以上10年以下の禁錮を科す（草案第43条，第44条）。

第7章「民事救済」は，トラフィッキングおよび性的搾取をさせる契約，前貸等を無効とし（草案第46条），また，加害者に対して売春等で得た不当利得を被害者に返還し，さらに損害賠償の義務を明確に規定する（草案第47条）⁽¹⁶⁾。さらに被害者には，没収された財産について国に損失補償または返還を求める権利を認める（第48条）。

第8章「補則」は，犯罪組成物，犯罪供用物，犯罪生成物の没収および営業の禁止（草案第49条）を定め，また被害者たる未成年者の個人を特定することのできる情報の報道を禁止する（草案第50条）。

この草案の特徴は，トラフィッキングとそこから派生する売春契約，売春の強要を処罰する豊富な規定とともに，トラフィッキングに関してはその国際化傾向を勘案して国外犯規定を設けてカンボジアからの国外移送，カンボ

ジアへの移送、外国間の移送をも処罰することを目指した点にある。また、18歳未満の未成年者については「未成年者の売買春」(草案第4章)と報道の制限(補則)によって、さらに15歳未満の子どもに対しては「15歳以下に対する猥褻行為」(草案第6章)、を設けて特に配慮を示し、被害者に代わって売春契約の意思表示や売春の勧誘をした成人をも処罰の対象とすることで、子どもをより手厚く保護しようとする意図を見とることができる。さらに被害者の救済に関して草案は、公序良俗に反する契約の無効、不当利得の返還、損害賠償の請求に道をひらいたほか、犯罪組成物、犯罪供用物のほか売春や「子どもポルノ」の販売によって得られた利益など犯罪生成物の没収を明記したことで、高い犯罪抑止効果を期待することができる。

しかしながらこの草案には以下のような点に関して修正が必要である。すなわち第1に、起草中の刑法草案との関係において刑法草案が犯罪を重罪、軽罪、違警罪に犯罪を類型化し、また級を設けて刑の量定の幅を設定しているのに対して、この草案は全体としてこれに対応していない。第2に、草案は、トラフィッキングの被害者が売春の勧誘を強要された場合や他の犯罪への関与を強要された場合の免責を定めておらず、トラフィッキング被害者が処罰される可能性を残している。第3に、トラフィッキングの目的の多様化に関連して、被害者が成人の場合には禁錮5年以上10年以下、被害者が未成年の場合は禁錮7年以上15年以下を適用される「目的をもった人の取引」(草案第13条)は、それらを営利、性的搾取、ポルノ製造、自発的意思に反した婚姻と養子縁組に限定している。したがって、強制労働や臓器提供を目的とするトラフィッキングの加害者に対して適用される罰条は、禁錮2年以上5年以下を定めた、目的を限定しない「人の取引」(草案第12条)によることから、草案第13条のトラフィッキングの目的を国連トラフィッキング議定書に準拠させる必要があるだろう。

また、トラフィッキングの国際化に関連して、国外からカンボジアに移送されたトラフィッキング被害者の地位をめぐる、現行の移民法との衝突が回避されておらず、被害者が不法入国者として処罰される余地を残しており、

トラフィッキング等取締法の制定とあわせて、移民法の改正も検討されるべきである。

なお、カンボジアにおいて憲法第46条が明確に「売春による女性の搾取」を禁止していることには、より注意が払われるべきであろう。草案は売春助長行為（周旋、場所の提供など）に厳しい処罰を予定し、自由意思による単純売春についても公衆の目に触れるような方法で勧誘を伴えば、拘留1日以上5日未満に処せられる（草案第18条）。その反面、買春については未成年者に対する場合のみが処罰の対象となっている。我が国においても自由意思に基づく売春の是非をめぐっては意見が分かれるところであり、カンボジアにおいてもCSWsを保護するための次善の策としてこれを公認してはどうか、という議論がある（Oeun [2001: 67-70]）。しかしながら、買春の処罰について沈黙している現在の法整備の動向は批判を免れるべきではなからう。

以上に見てきたようにカンボジアのトラフィッキング取締法制をめぐる課題は、UNTAC刑事規定の適用をはじめとする刑事法制の過渡的な状況を克服しようとする努力の中で改善の兆しを看取することができる。その反面、こうした立法作業が個別に異なったドナーによって進められていることから、今後それぞれの法律案の規定内容に齟齬を生じさせない調整が必要であろう。

おわりに

第1節で見てきたように、カンボジアにおけるトラフィッキングは、この国の市場経済化と東南アジア地域への経済的・社会的統合とともに拡大し、深刻化してきた。こうした問題の温床となっているのは、いうまでもなく農村で深刻化の傾向にある貧困問題である。カンボジアにおけるトラフィッキング問題は、長期にわたる内戦と国際的孤立の下で貧困と荒廃が深刻化した農村を舞台に、地域や家族の絆が弱体化した社会状況の下で、都市における自由化と市場経済化が急速に進行する過程で性産業市場が形成されたことを

契機として、農村の女性や子どもが売春強要などの目的にトラフィッキングされるといふ構造を有する。また、第2節で検討したとおり、トラフィッキングの取り締りを困難にしている背景には、法律の不備やそれを執行する立場にある公務員の汚職問題といった要素も複雑に絡み合っている。しかしながらその一方、国際的な反トラフィッキングの動向は、カンボジアにも確実に影響を及ぼし、「5カ年計画」の策定やタイとの「覚書」の調印に結実している。今後これらがどのような成果を上げるのか注目する必要がある。さらに第3節で見たように、トラフィッキングとそこから派生する犯罪の取締法制には改善の方向性が看取されるものの、今後も多様化、巧妙化するトラフィッキングの手口や目的については引きつづき注意を払う必要があるうし、どのような行為を処罰し、被害者をいかに救済するかという議論がより深められるべきである。

[注] _____

- (1) 詳細につき、第2次連立政権の発足に際してフン・セン首相が国民議会で行った所信表明演説(1998年12月30日)を参照のこと。この中で同首相は、特に貧困層の生活水準の向上、社会的弱者層の雇用促進など経済活動への参加、子どもと女性、少数民族の権利の保障を社会政策の重点項目として列挙した。
- (2) トラフィッキングの定義につき、米田真澄「国際的人身取引と国連のアプローチ——人身取引の定義をめぐって——」(『外国学研究』第44号、神戸市立外国語大学外国学研究所、1999年)を参照のこと。また、米国の「人身取引及び暴力犠牲者保護法」における「トラフィッキング」の定義につき、後掲注(3)を参照のこと。
- (3) この調査でいう「トラフィッキング」は、2000年にアメリカで制定された「人身取引及び暴力犠牲者保護法(Victims of Trafficking and Violence Protection Act 2000)」(Public Law 106-386)第103条第8項(A)および(B)にいう「(A) (この法律で『過酷な形態の人身取引』とは、——引用者注) 売春をさせる目的で、暴行、欺罔又は脅迫を用いて、18歳以上の者又は18歳未満の者を勧誘すること、若しくは、(B) 暴行、欺罔又は脅迫を用いて、労働又は奉仕させる目的で、人を勧誘、藏匿、搬送、周旋又は収受し、苦役(involuntary servitude)又は日雇労働(peonage)をさせ、若しくは債務奴隷(debt bondage)又は奴隷状態(slavery)におくこと」という定義に基づく。

なお、米国國務省は同法第104条の規定に基づいて毎年6月に「トラフィッ

キング報告書」(*Trafficking in Persons Report*)を公表しており、同報告書2004年版においてカンボジアはトラフィッキング撲滅のための最低基準(トラフィッキングを禁止する法制と罰則の整備, その他トラフィッキング撲滅のための継続的努力等)を満たすべく努力している国(第2層)と格づけられている。また、同報告書は、カンボジア政府はNGOや国際機関と連携してトラフィッキングの防止と加害者を逮捕, 起訴する努力を行っているものの、さらに加害者を処罰し、被害者を救済するためには総合的にトラフィッキングを取締まり, 処罰する法整備が必要であると指摘する。ちなみに日本もこの「第2層」に格づけられてきたが、2004年版では日本政府はトラフィッキングを撲滅するための最低限の基準を満たしておらず、法整備も不十分であるとして「要監視国(Watch List)」に指定された。なお、米国政府は同報告書において自国の格付けを行っていない。

- (4) この調査結果は、発表直後からその方法論および評価をめぐる地元NGOからの激しい批判にさらされている。主な論点は、第1に、調査の手法として売春業者への面接調査を行う際に、「モト・ドゥップ(moutou dup)」と呼ばれる乗り合いバイク・タクシーの運転手を助手として雇い、客を斡旋する仲介者に見せかけて各業者が管理するCSWsの人数や年齢、国籍を調べさせたことがデータの信憑性を損ね、研究者倫理にも反するという点、および前掲注(2)で紹介した「トラフィッキング」の定義に基づいたデータでは、物乞いや強制労働目的を含むトラフィッキングの全容が明らかにならない反面、トラフィッキング問題を過小に誤解するおそれを生じさせ、当該分野で活動するNGOの資金調達を困難にする、という点である。なお詳細につき、2004年5月21日付カンボジア地元英字紙*Phnom Penh Post* (Volume 13, No. 11)が第10面全面を割いた特集記事“Statistics stir up a storm”を参照のこと。
- (5) カンボジア王国憲法制定以後の立法動向につき、拙稿「カンボジアの復興・開発と法制度」および巻末の法令年表(天川直子編『カンボジアの復興・開発』アジア経済研究所、2001年)を参照のこと。
- (6) さらに厳密に1993年憲法第158条の規定にしたがえば、刑事法に関してカンボジア国国会が公布・施行した「刑事事件における抑留に関する法律」(1992年)、刑事訴訟法(1989年)、カンブチア人民共和国国家評議会が公布・施行した「刑事手続に関するデクレ法第27号」(1986年)、カンボジア王国時代に勅令によって公布・施行された刑事訴訟法(1969年および1959年)も「カンボジアの国有財産、権利、自由及び合法的私有財産を保護し、憲法の精神に反しない限り、新しい規定により改正され、又は廃止されるまで」効力を有すると解される。なお現在までのところの法律の全部または一部の条文が有効であるかという包括的・統一的な判断は示されていない。
- (7) たとえば、UNTAC刑事規定のうち、報道機関による騒擾の煽動、差別の唱

- 導、名誉毀損を禁じた第59条～第63条はプレス法（1995年公布・施行）によって、また麻薬の密輸と所持・使用等を禁じた第39条および第65条は薬事法（1996年公布・施行）によって、さらに文化財の破壊、窃盗および贓物故買等を禁じた第44条は文化財保護法（1996年公布・施行）によって処罰されることとなった。またUNTAC刑事規定に定めなかった賭博は、「賭博の禁止に関する法律」の制定（1996年）によって処罰が可能となっている。
- (8) 「情を知って」とは犯罪行為が行われること（または行われたこと）を承知の上で、という意味である。引用箇所の場合、人身取引という犯罪行為が行われること（または行われたこと）を承知の上で、それを援助する意思をもって資金や手段を提供することをいう。この用語は売春防止法（1956年施行）に頻出するほか、麻薬特例法（平成4年施行）第7条やピッキング防止法（平成15年施行）第15条などにも使われているが、ややわかりにくい表現なので読者の便宜を図るためにあえて注を付した。
- (9) なお、現在起草中の民法典草案によれば、未成年者は「18歳未満の者」（草案第17条）をいい、婚姻適齢は18歳以上、（一方が18歳に達し、他方の父母または未成年後見人の同意がある場合には16歳以上）（草案第945条）である。
- (10) 現在効力を有するUNTAC刑事規定および1993年刑事訴訟法においても没収に関する規定は見あたらない。なお、注(5)を参照のこと。
- (11) なお、地元紙の報道によれば、本稿執筆中の2004年3月2日に、内務省警察局長、国家警察長官らが同日からオーストラリアを訪問し、オーストラリア連邦警察庁と両国にまたがるトラフィックキングに関する捜査共助について協議することが発表された（*The Cambodia Daily*, Vol.28, Issue 58, p.13, March 2, 2004）。
- (12) 事件の概要が公表されているものとして、カンボジアでの日本人による児童ポルノ製造事件は、2002年4月26日に大阪地裁が懲役1年8カ月（執行猶予4年）の判決を言い渡した。詳細につき、島戸 [2002: 53-64] を参照のこと。また、同じ被告人が追起訴されたカンボジアでの児童買春事件は2002年6月20日に大阪地裁が懲役2年6カ月の判決を言い渡したのに対し、被告人が控訴している。詳細につき、岡村 [2002: 25-36] を参照のこと。
- (13) 法定刑は以下のとおりである。第1級重罪：懲役5～10年および罰金、第2級重罪：懲役5年～15年および罰金、第3級重罪：懲役10年～20年および罰金、第4級重罪：終身懲役および罰金、第1級軽罪：拘留1日～30日および罰金、第2級軽罪：禁錮1月～1年および罰金、第3級軽罪：禁錮1年～5年および罰金（草案第20条）。なお、このほか1日以上5日以下の拘留および科料を科す違警罪（裁判所の管轄は重罪、軽罪と同様）がある。
- (14) 刑法草案が予定する「剥奪公権及び停止公権」では、「重罪」に処せられた者には終身、「軽罪」に処せられた者は5年以上10年以下（草案第43条）、判決

- によって以下の各号の全部または一部を剥奪または停止することができる。1, 選挙権, 2, 公的または名誉的地位, 3, 弁護士, 法律専門職, 審判官の資格またはそれらに任命される資格, 4, 公判で証言する場合を除いて証人となる資格, 5, 勲章, 褒章または貴号を受章する資格, 6, 武器を所持する許可を受ける資格, 7, 学校長, または教師となる資格, 8, 国軍または王国憲兵隊に入隊する資格, 9, 定期刊行物の編集人または発行人となる資格, 10, 家事評議会が承認した実子の場合を除いて未成年者の親権者, 未成年者を現に監護する者となる資格, 11, 私的団体を公的に代表し, または宗教法人の代表者となる資格。
- (15) なお, 刑法草案は現行のUNTAC刑事規定に定めなかった「没収」(草案第57条), 未遂(草案第64条～草案第68条), 教唆(草案第69条), 共謀(草案第70条・草案第71条), 共犯(草案第72条～草案第78条), 執行猶予制度(草案第130条)を整備したほか, 18歳未満の未成年者に対する傷害の刑の加重(草案第146条), 公務員による犯罪の刑の加重(草案第147条), 累犯・常習犯の刑の加重(草案第149条～草案第158条)の規定をもつ。
- (16) なお, 現在起草中の民法典草案は, 契約の当事者が自由な意思で意思表示をした場合であっても, 契約の内容が強行法規に反する場合, 契約の内容が公序良俗に反する場合には契約は無効となることを規定する(草案第352条)。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 天川直子 [2001] 「カンボジアにおける国民国家形成と国家の担い手をめぐる紛争」(天川直子編『カンボジアの復興・開発』日本貿易振興会アジア経済研究所)。
- 岡村和美 [2002] 「児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の国外犯規定により処罰された事例」(『研修』No.651, 法務省法務総合研究所)。
- 京都YWCA・APT編 [2001] 『人身売買と受入大国ニッポン——その実態と法的課題——』明石書店。
- 国際協力機構 (JICA) /カンボジア王国司法省 [2003] 「カンボディア王国民法典草案 (日本語版)」。
- 高戸純 [2002] 「カンボディア王国における児童買春行為, 児童ポルノ製造行為について, 我が国のいわゆる児童買春・児童ポルノ法の国外犯処罰規定が適用された事例」(『警察公論』第57巻第12号)。
- 廣畑伸雄 [2004] 『カンボジア経済入門』日本評論社。
- 四本健二 [1997] 『カンボジア重要政策中枢支援——法制度整備——予備調査報告書』国際協力事業団。

- [1999] 『カンボジア憲法論』 勁草書房。
- [2001] 「カンボジアの復興・開発と法制度」(天川直子編『カンボジアの復興・開発』日本貿易振興会アジア経済研究所)。
- [2002] 「カンボジアにおける司法改革」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』日本貿易振興会アジア経済研究所)。
- 米田真澄 [1999] 「国際的人身取引と国連のアプローチ——人身取引の定義をめぐって——」(『外国学研究』第44号, 神戸市立外国語大学外国学研究所)。

〈外国語文献〉

- Cambodian Human Rights Development Association (ADHOC) [1999] *Research on Causes of the Prostitution in Cambodia*, Phnom Penh.
- Cambodian National Council for Children (CNCC) [2000] *Trafficking and Sexual Exploitation of Children 2000-2004*, Phnom Penh.
- Cambodian Women's Crisis Center (CWCC) [1999a] *Attitudes and Behaviors of the Law Enforcement Officer and Judiciary Staff on the Issue of Sex Trafficking in Cambodia*, Phnom Penh.
- Cambodian Women's Crisis Center (CWCC) [1999b] *Project Report: Sex Trafficking Legal Research Project*, Phnom Penh.
- Cambodian Women's Development Association (CWDA) [1994] *Prostitution Survey Results*, Phnom Penh.
- Chantol, Oung [2003] *The Cambodian Criminal Justice Responses to Trafficking in Women and Children*, Hong Kong: University of Hong Kong.
- Coghill, Stuart [2000] *Resource Guide to the Criminal Law of Cambodia, International Human Rights Law Group / Cambodian Defenders Project*, Phnom Penh.
- Human Rights Vigilance in Cambodia (HRVC) [1995] *Notes on March - April 1995 Rapid Appraisal of the Human Rights Vigilance of Cambodia on Child Prostitution and Trafficking*, Phnom Penh.
- International Labor Organization (ILO) [2004] *Moving Forward Secondary Data Review of Sending and Receiving Areas and Employment Sectors in Prevention of Trafficking Children and Women in Cambodia*.
- International Organization for Migration (IOM) / Center for Advanced Studies (CAS) [1997] *Trafficking of Women and Children to Thailand*, Phnom Penh.
- International Organization for Migration (IOM) / Global Alliance against Trafficking in Women (GAATW) [1997] *Report of the IOM and GAATW Qualitative Survey of Brothels on the Thai - Cambodian Border*, Phnom Penh.
- Kelly, Paula F., Duong Bach Le [1999] *Trafficking in Human from and within Vietnam*, Hanoi.

- Krousar Thmei (KT) [1995] *Child Prostitution and Trafficking in Cambodia: A New Problem*, Phnom Penh.
- Memorandum of Understanding between the Government of the Kingdom of Cambodia and the Government of the Kingdom of Thailand on Bilateral Cooperation for Eliminating Trafficking in Children and Women and Assisting Victims of Trafficking (signed at Siem Reap on 31th May 2003).
- National Assembly (Commission on Human Rights and Reception of Complaints) (NA) [1997] *Report on the Problem of Sexual Exploitation and Trafficking in Cambodia*, Phnom Penh.
- United Nations Children's Fund (UNICEF) [1995] *The Trafficking and Prostitution of Children in Cambodia*, Phnom Penh.
- Oeun, Sok Sam., [2001] *Laws and Trafficking in Person in Cambodia, Cambodia Defenders Project*, Phnom Penh.
- Office of the Council of Ministers, Royal Government of Cambodia [1998] *Speech of Samdech Hun Sen Prime Minister on the Presentation of the Political Platform of the Royal Government of Cambodia at the Second Legislature of the National Assembly*.
- Steinfatt, Thomas M. [2003] *Measuring the Number of Trafficked Women and Children in Cambodia: A Direct Observation Field Study (Part III)*, Phnom Penh: USAID.
- U.S. Department of State [2001] , [2002] , [2003] , [2004] *Victimes of Trafficking and Violence Protection Act 2000 Trafficking in Persons Report*, Washington, D.C.

資料1

トラフィッキング関連施策・法令年表

- 1991年 テロリズム活動の処罰に関する法律（テロ処罰法）公布・施行
- 1992年 暫定統治期間中にカンボジアにおいて適用される司法、刑事及び刑事手続規定（UNTAC刑事規定）公布・施行
- 1993年 刑事訴訟法（SoC刑事訴訟法）公布・施行
カンボジア王国憲法公布・施行
- 1994年 移民に関する法律（移民法）公布・施行
- 1996年 ストックホルム行動綱領署名
誘拐、人身取引及び人間の搾取の取締に関する法律
- 1999年 子どものトラフィッキング及び性的搾取対策5カ年計画開始
ASEAN加盟
- 2000年 人とりわけ女性と子どものトラフィッキングの防止、取締及び処罰に関する国際連合議定書（国連トラフィッキング議定書）採択
- 2003年 カンボジア王国とタイ王国の間の子どもと女性のトラフィッキングの撲滅及びトラフィッキング被害者の援助の二国間協力に関する覚書調印

資料 2

誘拐、人身取引及び人間の搾取の取締に関する法律

(1996年2月26日 公布・施行)

第1章 総則

第1条 この法律は、人を取引し、又は搾取する目的でこれを略取し、又は誘拐することを防止し、もって善良の民族の伝統を回復向上させ、人としての尊厳の保障並びに国民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2条 何人も、カンボジア王国内外で人を取引し、又は搾取する目的でこれを略取し、又は誘拐してはならない。

第2章 人身取引目的及び売春強要目的の誘拐及び略取

第3条 売春をさせる目的で、年齢、性別及び国籍並びに同意の有無に係らず金品その他財産上の利益を約束して人を勧誘し、又は脅迫し、若しくは睡眠薬等を使用して抗拒不能にさせてこれを略取し、又は誘拐した者は、10年以上15年以下の禁錮に処する。売春をさせる目的で、同意の有無に係らず、金品その他財産上の利益を約束して15歳以下の者を勧誘し、又は脅迫し、若しくは睡眠薬等を使用してこれを抗拒不能にさせて略取し、又は誘拐した者は、15年以上20年以下の禁錮刑に処する。

従犯及び人を取引した者には、正犯の刑を科する。

情を知って、資金又は手段を供与して正犯を幫助した者は、従犯とする。

犯罪行為の用に供したすべて物は、没収する。

第3章 売春の周旋

第4条 この法律で、「売春周旋者」とは、売春を周旋する目的で、次の各号の一に該当する行為をした者をいう。

1、情を知って、売春を行うことに援助又は保護を与え、若しくは人を売春の相手方となるよう周旋すること。

- 2, 売春の対償の全部若しくは、一部を収受することを業とすること。
- 3, 売春をさせることを内容とする同意を得た上で、その手段に係らず人を移送すること。
- 4, 情を知って、売春を行う場所を占有し、又は管理する者若しくはその売春の対償の全部若しくは、一部を収受することを業とする者に、売春をさせる目的で人を周旋すること。
- 5, 人を自己の占有し、若しくは管理する場所に監禁し、これに売春をさせることを業とすること。

第5条 売春を周旋した者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

累犯は、10年以上20年以下の禁錮に処する。

次の各号の一に該当する行為をした者は、10年以上20年以下の禁錮に処する。

- 1, 15歳以下の者を周旋してこれに売春をさせた者。
- 2, 人に暴行を加え、又は脅迫し、若しくは武器を使用してこれに売春をさせた者。
- 3, 婚姻関係、交友関係、又は親族関係、若しくは後見人の地位による影響力を利用して、売春をさせた者
- 4, 国外において売春をさせ、若しくはカンボジア王国国内において外国人に売春をさせた者。

裁判所は、前項の罪を犯した者の公民権を停止し、又は在留許可を取消することができる。

第6条 第4条及び前条の罪の従犯及び未遂は、罰する。

第4章 淫行

第7条 情を知って、淫行の用に供する場所を提供した者は、1年以上5年以下の禁錮又は500万リエル以上3000万リエル以下の罰金に処する。

第8条 同意の有無に係らず15歳以下の者に淫行をした者及び淫行をする目的で15歳以下の者を収受した者は、10年以上20年以下の禁錮に処する。

第5章 補則

第9条 この法律を施行するための細則は、大臣会議令で定める。

第10条 この法律に矛盾する法令の規定は、廃止する。

資料3

人身取引及び性的搾取等の取締に関する法律草案

第1章 総則

第1条 この法律は、人を取引し、又は性的に搾取することを取締り、もって善良な民族の伝統の保持及び発展を図り、人権及び人としての尊厳を保障し、国民の健康及び福祉を増進することを目的とする。

第2条 この法律は、カンボジア王国内で重罪又は軽罪を犯したすべての者に適用する。

犯罪行為の一部がカンボジア王国内で行われたときも、前項と同様とする。

第3条 この法律は、カンボジア王国外において重罪又は軽罪を犯したカンボジア国民に適用する。

この法律は、カンボジア王国外においてカンボジア国民に対して重罪又は軽罪を犯したすべての者に適用する。

第4条 この法律に定める重罪又は軽罪の未遂は、罰する。

正犯を幫助し、又は人を教唆してこの法律に定める重罪又は軽罪を実行させた者は、罰する。

法人又は人の代表又は代理人若しくは被用者が業として又は法人若しくは使用者の利益のために罪を犯したときは、法人又は使用者を各本条で定める罰金刑に処する。

第5条 この法律で「未成年者」とは、満18年に達しない者をいう。

人を監護し、又はその支配下におく者は、被監護者又は被支配者が18歳又はそれ以上と信じる相当の理由がないときは、これを未成年者と知っているものと推定される。

第2章 略取、誘拐及び人身取引

第6条 この法律において「略取、誘拐」とは、暴行、脅迫又は欺罔若しくは誘惑

を手段として、人をその生活環境から離し、自己又は第三者の事実的支配に移すことをいう。

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、人をその生活環境から離し、自己又は第三者の事実的支配に移すことも、前項と同様とする。

第7条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、2年以上5年以下の禁錮に処する。

第8条 18歳以上の者若しくは親権を行う者、後見人、又は未成年者を現に監護する者の監護の下にある未成年者を逮捕し、監禁した者は、2年以上5年以下の禁錮に処する。

前項の罪を犯した者が、他の罪を犯す目的がなく、逮捕され、又は監禁された者が15歳以上であって、真正の同意があるときは、その刑を減輕し、又は免除する。

第1項の罪は、親権を行う者、後見人、又は未成年者を現に監護する者の告訴がなければ公訴を提起することができない。

第9条 営利、性的搾取、ポルノ製造、意思に反した婚姻又は養子縁組の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

営利、性的搾取、ポルノ製造、意思に反した婚姻又は養子縁組の目的で、未成年者を略取し、又は誘拐した者は、7年以上15年以下の禁錮に処する。

第10条 カンボジア王国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、7年以上15年以下の禁錮に処する。

国外に移送する目的で、カンボジア王国外において人を略取し、又は誘拐した者も、前項と同様とする。

第11条 この法律において「人身取引」とは、便宜又は財産上の対償を授受する目的で、不法に人を取引し、又は他人に引渡し、若しくはこれを取受することをいう。

便宜又は財産上の対償を授受する目的で、不法に人を取引することを仲介した者も、前項と同様とする。

第12条 便宜又は財産上の対償を授受する目的で、不法に人を取引した者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万リエル以上1000万リエルの罰金に処する。

第13条 営利、性的搾取、ポルノ製造、意思に反した婚姻又は養子縁組の目的で、

不法に人を取引した者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

営利、性的搾取、ポルノ製造、意思に反した婚姻又は養子縁組の目的で、不法に未成年者を取引した者は、7年以上15年以下の禁錮に処する。

第14条 カンボジア王国外に移送する目的で、不法に人を取引した者は、7年以上15年以下の禁錮に処する。

国外に移送する目的で、カンボジア王国外において不法に人を取引した者も、前項と同様とする。

第15条 カンボジア王国外に移送する目的で、略取され、誘拐され、又は不法に取引された者をカンボジア王国外に移送した者は、5年以上15年以下の禁錮に処する。

国外に移送する目的で、カンボジア王国外において略取され、誘拐され、又は不法に取引された者をカンボジア王国外に移送した者も、前項と同様とする。

第16条 営利、性的搾取、ポルノ製造、意思に反した婚姻又は養子縁組の目的で、不法に取引された者を収受した者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

営利、性的搾取、ポルノ製造、意思に反した婚姻又は養子縁組の目的で、不法に取引された未成年者を収受した者も、前項と同様とする。

第17条 第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条又は第16条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は取引された者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万里エル以上1000万里エルの罰金に処する。

第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条又は第16条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は取引された未成年者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

第3章 売春

第18条 この法律において「売春」とは、対償を受け、不特定の相手方と性交することをいう。

第19条 自ら売春をする目的で、公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘した者は、1日以上5日以下の拘留又は1000リエル以上1万里

エル以下の罰金に処する。

第20条 売春の周旋をした者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万リエル以上1000万リエルの罰金に処する。

売春を周旋する目的で、広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるよう勧誘した者は、1年以上3年以下の禁錮又は200万リエル以上600万リエル以下の罰金に処する。

第21条 営利の目的で、人に売春をするよう勧誘した者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万リエル以上1000万リエルの罰金に処する。

人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して、若しくは権力関係に乗じて人に売春をさせた者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万リエル以上1000万リエルの罰金に処する。

第22条 人に暴行を加え、又は脅迫して、若しくはその他抑圧的な方法により売春をさせた者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

第23条 第19条又は第20条の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を要求し、又はこれを收受したときは、5年以上10年以下の禁錮に処する。

第21条の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を要求し、又はこれを收受したときは、7年以上15年以下の禁錮に処する。

売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、若しくは権力関係に乗じて売春の対償の全部又は一部の提供を要求し、又は收受した者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万リエル以上1000万リエルの罰金に処する。

第24条 売春をさせる目的で、前貸しその他の方法により人に金銭その他の財産上の利益を供与した者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万リエル以上1000万リエルの罰金に処する。

第25条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万リエル以上1000万リエルの罰金に処する。

第26条 情を知って、売春を行う場所を提供した者は、1月以上1年以下の禁錮又は400万リエル以上1000万リエルの罰金に処する。

売春を行う場所を提供することを業とした者は、2年以上5年以下の禁錮又は400

万里エル以上1000万里エルの罰金に処する。

第27条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせた者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

第28条 情を知って、第26条第2項又は前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万里エル以上1000万里エルの罰金に処する。

第4章 未成年者の売買春

第29条 この法律において「未成年者の売買春」とは、未成年者が、対償を受け、不特定の相手方と性交又は性交類似行為をすることをいう。

第30条 未成年者、周旋者、親権を行う者、後見人、又は未成年者を現に監護する者に対償を供与し、若しくは供与する約束をして、当該未成年者との性交又は性交類似行為の相手方となった者は、2年以上5年以下の禁錮及び400万里エル以上1000万里エル以下の罰金に処する。

第31条 未成年者の売春の周旋をした者は、7年以上15年以下の禁錮に処する。

未成年者の売春の周旋をすることを業とした者は、10年以上20年以下の禁錮に処する。

未成年者の売春を周旋する目的で、広告その他これに類似する方法により人を未成年者の売春の相手方となるよう勧誘した者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万里エル以上1000万里エル以下の罰金に処する。

未成年者の売春を周旋する目的で、広告その他これに類似する方法により人を未成年者の売春の相手方となるよう勧誘することを業とした者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万里エル以上1000万里エル以下の罰金に処する。

第32条 いかなる方法によつてであれ、未成年者に売春を強要した者は、7年以上15年以下の禁錮に処する。

業として前項の罪を犯した者は、10年以上20年以下の禁錮に処する。

第33条 情を知って、売春をした未成年者に対し、売春の対償の全部又は一部の提供を要求し、又は收受した者は、7年以上15年以下の禁錮に処する。

第34条 未成年者に売春をさせる目的で、前貸しその他の方法により人に金銭その他の財産上の利益を供与した者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

売春をさせる目的で、前貸しその他の方法により未成年者に金銭その他の財産上の利益を供与した者も、前項と同様とする。

第35条 人に未成年者の売春をさせることを内容とする契約をした者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

未成年者に売春をさせることを内容とする契約をした者も、前項と同様とする。

第36条 情を知って、未成年者の売春を行う場所を提供した者は、1年以上3年以下の禁錮又は200万リエル以上600万リエルの罰金に処する。

未成年者の売春を行う場所を提供することを業とした者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

第37条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせた者は、10年以上20年以下の禁錮に処する。

第38条 情を知って、第36条第2項又は前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

第5章 猥褻

第39条 この法律において「猥褻物」とは、電磁的記録を含む写真、ビデオテープその他の物であって、性器その他を視覚により認識できる方法により描写し、徒に性欲を興奮させ又は刺激するものをいう。

第40条 猥褻物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、7日以上30日以下の拘留又は10万リエル以上20万リエル以下の罰金に処する。

前項の罪を犯す目的で、猥褻物を所持、移送、輸入又は輸出した者も、前項と同様とする。

第1項又は前項の罪を犯す目的で、猥褻物を製造した者は、1年以上1年以下の禁錮又は20万リエル以上200万リエル以下の罰金に処する。

第41条 この法律において「子どもポルノ」とは、電磁的記録を含む写真、ビデオテープその他の物であって、子どもの性器その他を視覚により認識することができる

る方法により描写し、性欲を興奮させ又は刺激するものをいう。

第42条 子どもポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、2年以上5年以下の禁錮又は400万里エル以上1000万里エル以下の罰金に処する。

前項の罪を犯す目的で、子どもポルノを所持、移送、輸入又は輸出した者も、前項と同様とする。

第1項又は前項の罪を犯す目的で、子どもポルノを製造した者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

第6章 15歳以下に対する猥褻行為

第43条 15歳未満の者を姦淫した者は、5年以上10年以下の禁錮に処する。

第44条 この法律において「猥褻な行為」とは、人の性器等に触る行為又は人に自己の性器等に触らせる行為等であって、自己の性欲を刺激又は充足せしめる行為をいう。

15歳未満の男女に対し、猥褻な行為をした者は、1年以上3年以下の禁錮又は200万里エル以上600万里エル以下の罰金に処する。

第45条 15歳に満たない者が、第43条及び前条の罪を犯したときは、罰しない。

第7章 民事救済

第46条 人を取引し、又は性的に搾取する契約は、無効とする。

人を取引し、又は性的に搾取することを条件とする貸付契約は、無効とする。

前二項及び以下の条文において「人の取引」又は「性的な搾取」とは、この法律でいうすべての不法行為をいう。

第47条 人を取引し、又は性的に搾取することによって不当利得を得た者は、その不当利得及びこれによって生じた利息の全額を返還する義務を負う。

権利を侵害された者は、損害賠償のほか、不当利得の返還を求めることができる。

人を取引し、又は性的に搾取する目的で、人に貸付又は財産上の利益を供与した者は、その返還を求めることができない。

第48条 犯罪の被害者は、国に対して没収された財産の損失補償又は返還を求める

ことができる。

第8章 補則

第49条 この法律に定める罪には、主刑のほか次に掲げる附加刑を科すことができる。

- 1, 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物の没収
- 2, 犯罪行為を組成した物の没収
- 3, 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た財産の没収
- 4, 犯罪行為に関与した事業の営業禁止

第50条 新聞その他の報道機関は、この法律に定める犯罪の被害者が18歳に達しない未成年者であるときは、個人を特定することのできる事項を出版又は放送してはならない。

第51条 この法律に矛盾する法令の規定は、この法律が施行されたときに効力を失う。

第52条 この法律は、公布後ただちに施行する。